

貨物自動車運送事業者の許可の取消処分

関東運輸局自動車運送事業安全管理室

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	主たる事務所の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	左記の行政処分の点数
20250625	日本郵便 株式会社(法人番号1010001112577)代表者:千田 哲也	東京都千代田区大手町2-3-1	高輪郵便局 他 計26郵便局	東京都港区三田3-8-6 他 計26郵便局	事業許可の取消し	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年4月25日から同年5月22日までの間に当該事業者の郵便局に対し監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)	197	197

※事業者点数は、関東運輸局の管轄区域での累計です。